

受付用簡易フロー

観光事業者である		宿泊事業者である		飲食店事業者である			
↓		↓		↓			
交付要綱第2条第4項に該当する事業を営んでいる (チラシに想定事業掲載有)		旅館業の許可を得ており、下諏訪町内において旅館、ホテル及び簡易宿所を営業している。		飲食店営業の許可を得ており、下諏訪町内で飲食店を営業している (もしくは本店を町内に有する)			
↓YES	↓NO	↓YES	↓NO	↓YES	↓NO		
対象の可能性有。ご相談ください	観光客が主要客であり、月別観光入込と月別売上が比例している	企業の保養所、研修所、福利厚生施設、ラブホテルではない	残念ながら対象外です。	常設の店舗がある。(臨時・露店・移動販売でない)	残念ながら対象外です		
	↓YES	↓NO	↓YES	↓NO	↓YES	↓△	↓NO
	対象の可能性有。ご相談ください	残念ながら対象外です。	対象の可能性有。ご相談ください	企業の保養所等で一般宿泊も受け付けている	対象の可能性有。ご相談ください。	企業・事業所等で食堂営業している。	残念ながら対象外です
				↓YES	↓NO		↓YES
				対象の可能性有。ご相談ください	残念ながら対象外です		家賃や使用料を支払って営んでいる。(給食委託等ではない)
							↓YES
対象の可能性有。ご相談ください							残念ながら対象外です

下諏訪町観光事業者等経営支援金説明用Q & A

Q1 申請方法を教えてください

対象と思われる方は下諏訪町ホームページから様式をダウンロードし、必要事項をご記入のうえ、添付書類とともに下諏訪町観光振興局（下諏訪町 3289）に郵送又は直接提出をお願いいたします。

ホームページを見られない方へは郵送にて申請書をお送りします。住所、事業所名、代表者名、連絡先等具体的に間違えのないようお伝えください。

Q2 長野県から休業要請があった期間に休業していない場合でも、支援金の申請は可能ですか？

長野県からの休業要請への対応とは関係なく、申請は可能です。

Q3 主たる事業として別の仕事をしながら、観光案内業（ガイド業）の収入もわずかながら得て確定申告しています。観光事業者として交付対象になりますか？

観光事業者として列記された事業を「主たる事業」として営んでいる方が対象となりますので、副業として営んでいる場合は対象外となります。

Q4 ビジネスホテルを営んでいますが、交付対象となりますか？

観光客の宿泊を受け入れている場合には対象となります。

Q5 商業施設等にテナントとして入居し飲食店を営業していますが、対象となりますか？

テナントとして入居していても、常設の店舗を有していれば交付対象となります。

Q6 チェーンストアを営んでいますが、対象となりますか？

チェーンの直営店など 11 以上の店舗を直接経営している同一法人が営む店舗は対象外ですが、例えば 1 店舗のみをフランチャイズ契約等で営んでいる場合には対象となります。

Q7 下諏訪町に本社がある法人や住所がある個人が、町外にある店舗・宿泊施設を営んでいる場合は交付対象となりますか？

対象となります。

Q8 町内に複数の店舗を有する場合の支援金はどうなりますか？

同業種で複数の店舗や施設を持って営業している場合には、いずれか 1 つの店舗・施設での支給となります。

Q9 宿泊事業、観光事業、飲食店事業をそれぞれ営んでいますが、それぞれの業種ごとに支給されますか？

いずれか 1 つの業種での支給となります。

Q10 支援金はどれくらいで振込まれますか？

申請書の受付から1～2週間以内のお振込みを予定していますが、申請書の提出が集中したり、審査に時間がかかった場合、さらにお時間をいただく場合があります。振込日等については交付決定後、書面にてお知らせいたします。